官報号外

労　働

争議行為の通知の公表について

労働関係調整法（昭和21年法律第25号）第37条第１項及び労働関係調整法施行令（昭和21年勅令第478号）第10条の４第１項の規定に基づき、京都医療労働組合連合会から、年末一時金等の要求に関して、平成27年11月６日以降、同組合の組合員が従事する別表に掲げる全職場（京都府及び兵庫県）において、争議行為を行う旨の通知があったので、同条第４項の規定に基づき公表する。

平成 27 年 11 月 5 日

厚生労働大臣　塩崎　恭久

別表

京 都 府　日本赤十字社京都第一赤十字病院、日本赤十字社京都第二赤十字病院、独立行政法人地域医療機能推進機構京都鞍馬口医療センター、社会福祉法人京都社会事業財団京都桂病院、社会福祉法人京都社会事業財団訪問看護ステーション「桂」、社会福祉法人京都博愛会博愛会病院、社会福祉法人京都博愛会訪問看護ステーションはくあい、社会福祉法人京都博愛会冨田病院、社会医療法人西陣健康会堀川病院、社会医療法人西陣健康会クリニックほりかわ、社会医療法人西陣健康会正親診療所、社会医療法人西陣健康会出町診療所、社会医療法人西陣健康会ほりかわ訪問看護ステーション、特定医療法人健康会京都南病院、特定医療法人健康会新京都南病院、特定医療法人健康会第二南診療所、特定医療法人健康会内浜診療所、特定医療法人健康会せんぼん診療所、特定医療法人健康会西京極診療所、特定医療法人健康会三栖診療所、特定医療法人健康会伏見診療所、特定医療法人健康会訪問看護ステーションみなみ、特定医療法人健康会訪問看護ステーションぬくもりの里、社会福祉法人京都社会事業財団西陣病院、社会医療法人太秦病院、社会医療法人うずまさ診療所、社会医療法人うずまさ第二診療所、社会医療法人うずまさ訪問看護ステーション、一般財団法人日本バプテスト連盟医療団総合病院日本バプテスト病院、医療法人清仁会洛西ニュータウン病院、一般財団法人療道協会西山病院、医療法人栄仁会宇治おうばく病院、医療法人栄仁会新田辺診療所、医療法人栄仁会京都駅前メンタルクリニック、医療法人栄仁会訪問看護ステーションおうばく、医療法人栄仁会訪問看護ステーションそうらく、医療法人栄仁会訪問看護ステーション京たなべ、医療法人財団美山健康会美山診療所、医療法人財団美山健康会宮島診療所、医療法人福冨士会京都ルネス病院、医療法人福冨士会訪問看護ステーション「コスモス」、特定医療法人福知会もみじヶ丘病院、特定医療法人福知会クリニック「まほら」、特定医療法人福知会クリニック「もみじ」、公益財団法人丹後中央病院、医療法人財団宮津康生会宮津武田病院、特定医療法人三青園丹後ふるさと病院、特定医療法人三青園たちばな診療所、京都医療生活協同組合ナカノ眼科本院、京都医療生活協同組合ナカノ眼科四条分院、京都医療生活協同組合ナカノ眼科朝日会館、京都医療生活協同組合ナカノ眼科京都駅前、京都医療生活協同組合ナカノ眼科大徳寺前、一般財団法人京都工場保健会診療所、一般財団法人京都工場保健会診療所宇治支所、一般財団法人京都工場保健会診療所御池保健センター、一般財団法人京都工場保健会診療所壬生保健センター、一般財団法人京都予防医学センター、一般財団法人京都予防医学センター丹後支所、一般社団法人京都微生物研究所、一般社団法人京都微生物研究所福知山支所、株式会社日本医学臨床検査研究所、株式会社日本医学臨床検査研究所舞鶴支所、医療法人葵会上賀茂診療所、医療法人葵会かも川診療所、医療法人葵会紫野協立診療所、医療法人葵会葵会北診療所、一般社団法人京都コムファみつばち薬局上賀茂店、一般社団法人京都コムファみつばち薬局紫野店、医療法人葵会総合ケアステーション、公益社団法人京都保健会上京診療所、公益社団法人京都保健会仁和診療所、公益社団法人京都保健会仁和診療所歯科、一般社団法人京都コムファ花ぐるま薬局、一般社団法人京都コムファなごみ薬局、公益社団法人京都保健会総合ケアステーションわかば、公益社団法人京都保健会上京鍼灸治療所、公益社団法人京都保健会京都民医連中央病院、公益社団法人京都保健会京都民医連太子道診療所、公益社団法人京都保健会朱雀診療所、公益社団法人京都保健会春日診療所、公益社団法人京都保健会京都民医連かみの診療所、公益社団法人京都保健会かどの三条こども診療所、一般社団法人京都コムファコスモス薬局、公益社団法人京都保健会訪問看護ステーション太秦安井、公益社団法人京都保健会吉祥院病院、公益社団法人京都保健会久世診療所、公益社団法人京都保健会九条診療所、公益社団法人京都保健会九条診療所歯科、医療法人西七条厚生会西七条診療所、公益社団法人京都保健会吉祥院こども診療所、一般社団法人京都コムファあゆみ薬局、公益社団法人京都保健会吉祥院訪問看護ステーション、公益社団法人京都保健会東九条訪問看護ステーション、医療法人西七条厚生会訪問看護ステーションこもれび、公益社団法人京都保健会吉祥院病院付属鍼灸治療所、公益社団法人信和会京都民医連第二中央病院、公益社団法人信和会東山診療所、公益社団法人信和会川端診療所、公益社団法人信和会川端鍼灸治療所、公益社団法人信和会京都民医連あすかい診療所、公益社団法人信和会京都民医連あすかい診療所歯科、公益社団法人信和会大宅診療所、公益社団法人信和会京都民医連洛北診療所、株式会社メディカプラン京都すこやか薬局、株式会社メディカプラン京都すこやか薬局二条店、株式会社メディカプラン京都すこやか薬局東山店、公益社団法人信和会訪問看護ステーションたんぽぽ、公益社団法人信和会訪問看護ステーションひまわり、公益社団法人信和会訪問看護ステーションどんぐり、一般財団法人京都労働災害被災者援護財団（京都城南診療所）、公益社団法人京都保健会京都協立病院、公益社団法人京都保健会あやべ協立診療所、公益社団法人京都保健会まいづる協立診療所、公益社団法人京都保健会たんご協立診療所、公益社団法人京都保健会ふくちやま協立診療所、公益社団法人京都保健会在宅ケアステーションげんき、公益社団法人京都保健会ほっとステーションきぼう、公益社団法人京都保健会訪問看護ステーションゆたかの、公益社団法人京都保健会ふれあいステーションゆきわり、やましろ健康医療生協あさくら診療所、やましろ健康医療生協あさくら診療所歯科及び乙訓医療生活協同組合医誠会診療所

兵 庫 県　一般財団法人京都工場保健会診療所神戸健診クリニック

労働関係調整法（昭和21年法律第25号）第37条第１項及び労働関係調整法施行令（昭和21年勅令第478号）第10条の４第１項の規定に基づき、東京民医連労働組合東京勤医会支部から、年末一時金等の要求に関して、平成27年11月６日以降、同組合の組合員が従事する別表に掲げる全職場（埼玉県、千葉県及び東京都）において、争議行為を行う旨の通知があったので、同条第４項の規定に基づき公表する。

平成 27 年 11 月 5 日

厚生労働大臣　塩崎　恭久

別表

埼 玉 県　みさと協立病院、メンタルクリニックみさと、三郷しいのき薬局及び訪問看護ステーション早稲田

千 葉 県　東葛病院、東葛病院付属診療所、新松戸診療所、新松戸メンタルクリニック、野田南部診療所、あびこ診療所、新松戸診療所歯科、野田南部歯科、東葛歯科、わかば薬局、ひばり薬局、ひいらぎ薬局、江戸川台薬局、けやき天王台薬局、たんぽぽ訪問看護ステーション、たんぽぽ訪問看護ステーション新松戸出張所、たんぽぽ訪問看護ステーション野田南部出張所、たんぽぽ訪問看護ステーション柏豊四季出張所、わかくさ訪問看護ステーション及び流山小規模多機能施設ひまわりの家

東 京 都　代々木病院、代々木診療所、外苑診療所、農大通り診療所、おおくぼ戸山診療所、代々木歯科、たくみ外苑薬局、神宮前薬局、つくし薬局、代々木訪問看護ステーション、ほんまち訪問看護ステーション、戸山訪問看護ステーション、経堂すずらん訪問看護ステーション、はたがや協立診療所、グループホームさくらの家、デイサービスセンターさくら草、ヘルパーステーションさくら、ふれあいサポート渋谷、ふれあいサポート幡ヶ谷、ふれあいサポート戸山及び在宅支援相談室桜丘

労働関係調整法（昭和21年法律第25号）第37条第１項及び労働関係調整法施行令（昭和21年勅令第478号）第10条の４第１項の規定に基づき、東京民医連労働組合健和会支部から、年末一時金等の要求に関して、平成27年11月６日以降、同組合の組合員が従事する別表に掲げる全職場（埼玉県及び東京都）において、争議行為を行う旨の通知があったので、同条第４項の規定に基づき公表する。

平成 27 年 11 月 5 日

厚生労働大臣　塩崎　恭久

別表

埼 玉 県　みさと南訪問看護ステーション、新みさと訪問看護ステーション、みさと健和病院、みさと健和団地診療所、みさと健和歯科、みさと健和クリニック、まちかどひろばクリニック、複合型サービスまいほーむ新みさと、認知症デイサービスのどか新みさと、クリニックふれあい早稲田、小規模多機能サービス・馬渡さん家、デイサービスセンターなごみ及びデイサービスセンター采女の里

東 京 都　柳原病院、柳原リハビリテーション病院、柳原診療所、健愛クリニック、かもん宿診療所、柳原腎クリニック、訪問看護ステーション統括部、北千住訪問看護ステーション、綾瀬訪問看護ステーション、綾瀬訪問看護ステーショ